

校則・学校生活について

『令和6年度から運用する校則』
令和4年4月1日 清新第一中学校 校長制定

(1)校則

- 生徒は学校生活において以下の5項目を守ること。その他の事柄についても、教職員の指導を真摯に受け止め、礼儀正しく、落ち着いて過ごすよう努めること。
 - 人権を尊重し、教育目標を意識した生活を送ること。
 - 開門は8:00とし、登校から下校までは校外に出ないこと。学校での活動が終わったら速やかに下校すること。放課後の再登校を除き、忘れ物を取りに帰ることはできない。
 - 自転車での通学は許可しない。電車・バスでの通学は事前に校長に許可を得た場合に限る。
 - 学習用タブレットは教員から指示があったことのほか、学習にのみ使用できる。肖像権や著作権を侵害することがないように使い、貸与品であることを忘れずに丁寧に扱うこと。
 - 学習に不必要な物は、学校に持ち込まない。
- 生徒の標準服は開校に合わせて公募して定めたものである。地域のシンボルでもあるから、意匠を尊重すること。
 - A型標準服 冬服(10月～5月)
紺のジャンパースカートにグレー襟のセーラー。左胸にフェルトをつけて校章を上、学年組章を下に付ける。白のスクールソックス又は黒のタイツ。
 - B型標準服 夏服(6月～9月)
半袖又は長袖の白のセーラーブラウス。左胸ポケットに校章をアイロンプリントする。紺のプリーツスカート。赤のリボン。白のスクールソックス。
 - C型標準服 冬服(10月～5月)
紺の詰め襟服。白のワイシャツ。紺のズボン。黒のベルト。校章入りボタン。校章を右襟、学年・組章を左襟につける。白のスクールソックス。
 - D型標準服 夏服(6月～9月)
半袖又は長袖の白のワイシャツ。左胸ポケットに校章をアイロンプリントする。紺のズボン。
黒のベルト。白のスクールソックス。
- 外履きは運動靴又は革靴。
- 標準服とも関連のあるもの
上履き、バッグ、サブバッグ、体操服、柔道着を学校指定としている。
- 事情があって標準服以外での登校を希望する場合は、事前に保護者から生活指導主任に相談し、校長の了解を得ること。

(2)学校生活についての指導指針

1【登校前・登下校】

- 生徒の欠席・遅刻・早退は保護者の方が「保護者専用連絡フォーム(Forms)」で連絡する。
- 当日連絡の場合も、保護者の方が8:10までに「保護者専用連絡フォーム(Forms)」で連絡する。
- 学習者用タブレットの Teams での連絡に目を通す。
- 通学は直行直帰とする。通学途中は寄り道や飲食をしない。
- 自転車による登下校はしない。

2【登校】8:00～8:25

- 生徒は、開門する8:00から8:20までの間に正門から登校する。
- 8:25の本鈴が鳴り終わった時点で自席に着いていない場合、遅刻となる。
- 遅刻をした生徒は職員室に登校の報告をしてから教室に向かう。

3【朝礼】8:25～8:35

- 朝礼時は8:20に体育館に整列完了するように心がける。
- 8:25以降に来た場合は遅刻とする。静かにクラス列の後ろにつき朝礼終了後に学年の先生から指導を受ける。

4【朝読書】8:25～8:35(朝礼がない時)

- 読書活動を行う。

5【朝学活】8:35～

- 担任からの諸連絡をしっかり聞く。

6【授業】8:45～

- 「チャイム着席」を徹底する。
- 学習道具の準備を怠らず、明瞭な返事や良い発言態度を心がけ、姿勢を正し授業に臨む。

7【休み時間】

- 10分休みは、トイレ休憩・教室移動・着替え・次の授業の準備の時間である。次の授業開始に遅れないように過ごす。

8【給食】12:35～13:05

- 準備時間を含めて30分間である。手洗いを素早く済ませて自席に着く。当番は速やかに給食準備を行う。休み時間ではなく、廊下で談笑したりする時間ではないことに留意する。

9【昼休み】13:05～13:25

- 雨で校庭がぬかるんでいなければ、校庭でスポーツ等をしてよい。判断に迷う場合は、体育科の先生の指示に従う。

10【帰りの学活】

- (1) 6校時(5校時)終了後、司会者が前に出て帰りの学活を始める。
- (2) 帰りの学活が始まる前に連絡帳(デイリーライフ)に翌日の授業、持ち物、提出物を記入しておく。

11【清掃】

- (1) 当番は掃除の開始、終了時に監督の先生に挨拶をする。

12【放課後(部活動含む)】

- (1) 学年・学級・委員会等の活動を部活動より優先とする。
- (2) 放課後の活動をしている生徒の校門を出る時刻(最終下校時刻)を厳守する。
夏時間(3～9月)・・・18:30、冬時間(10月～2月)・・・18:00 である。

13【服装】

- (1) 特段の事情がなければ標準服を着用する。
- (2) 標準服は変形したり、着崩したりしない。指導基準は以下の通りとする。
 - ①白ワイシャツは、開襟シャツやボタンダウンでないものとする。
 - ②スカート丈は、ひざがかくれる程度にする。
 - ③白のスクールソックスは、無地とし、くるぶしが隠れる丈のものとする。
 - ④外履きは白を基調とした紐付き運動靴又は黒の革靴とする。
 - ⑤防寒対策としては次を許可する。
紺色無地のVネックスクールセーター、ベストをセーラー服や詰め襟服の下に着用すること。
登下校時にダッフルコート・ピーコート・スクールコート、手袋・マフラーを着用すること。
- (3) 衣替えの時期には、毎年適切な期間の移行期間を設け、生徒と保護者に移行期間を周知する。

14【持ち物】

- (1) 上履きは学校指定のものとし、学年によって色を変える。タータン・中庭でも使用できる。
【 令和6年度 1年 黄 2年 赤 3年 緑 】
- (2) バッグは原則として学校指定のものとする。飾りは一つでICカード程度の大きさとする。
- (3) サブバッグは原則として学校指定のものとする。飾りは一つでICカード程度の大きさとする。
- (4) 体育着は原則として学校指定のものとする。
- (5) 柔道着は学校指定のものであるが、ほかの柔道着があればそれを使用してもかまわない。
- (6) 水筒は通年持参しても良い。中身は水、またはお茶とする。
- (7) 持ち物には必ず記名する。
- (8) 友達と持ち物の貸し借りはしない。
- (9) 持ち込みを禁止している学習に関係ないものの例として、金銭、刃物、時計、ゲーム機、携帯電話、スマートフォン、通信機器(学習用タブレット端末は除く)等がある。
- (10) 学習用タブレットは、毎日持ち帰り学習に使用する。学習用タブレットは毎日家で充電してくる。ID やパスワードは、保護者にも知らせ、ノートなどと同様、日々、保護者にも見ていただくこと。
- (11) 換気による防寒対策として、ひざかけを使用できる。

15【頭髪や爪などについて】

- (1) 頭髪は、清潔に保つこと。
 - ①長さの基準は、目にかからない。
 - ②肩にかかる場合は、黒、紺、茶のゴムで結ぶ。
- (2) まゆ毛、爪の加工はしない。飾りつきのヘアゴムなどのアクセサリはつけない。化粧はしない。
- (3) 以下は本校においては適切とは言えないとして指導対象とする。
 - ①脱色・染色する、パーマをかけること。
 - ②整髪料を使用すること。
 - ③モヒカン、アシンメトリーのような髪形にすること。

16【部活動について】

- (1) 募集する際に生徒、保護者に「部活動のきまり」を別途作成して知らせるので、遵守すること。